

令和8年度

ポイント

税制改正の

よくわかる解説付き

速報版



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

はじめに

本資料は財務省「令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



03

消費課稅

国境を越えたEC取引に係る課税の見直し①



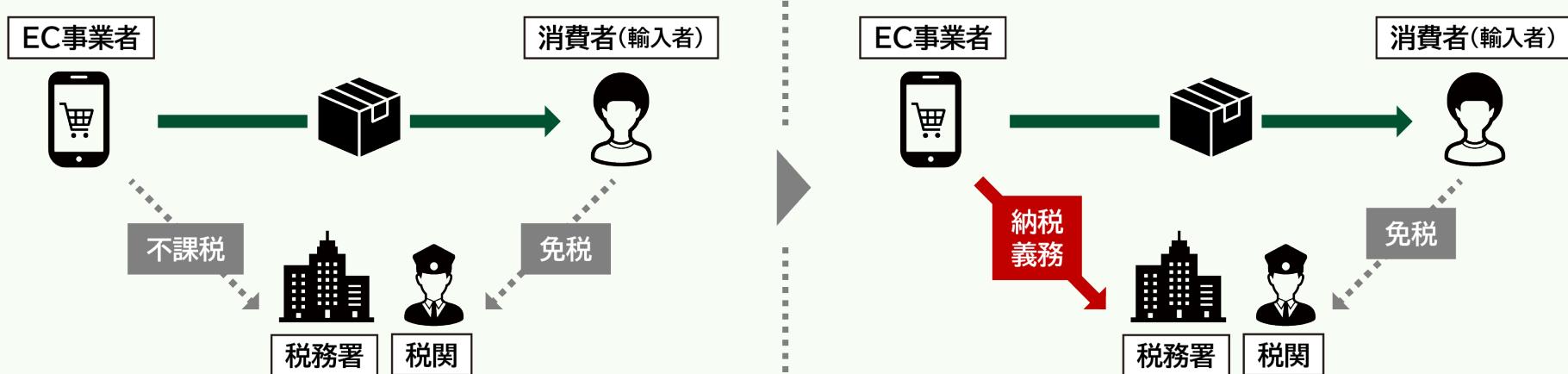
課税価格1万円以下の少額貨物は、消費税の課税対象となります。

【改正前】

現在、国境を越えたEC取引における消費税は輸入者が納税義務を負う仕組みですが、課税価格1万円以下の少額貨物については原則免税とされています。しかし、近年の越境ECの急増に伴い、この免税制度を背景として、海外事業者と国内事業者との間に、競争上の不均衡が生じていることが問題視されています。

【改正後】

免税制度が見直され、課税価格1万円以下の少額貨物も新たに消費税の課税対象となります。ただし、税関での事務負担増を避けるため、消費者への輸入消費税としての課税は引き続き免除されます。その代わりに、販売者に国内取引と同様の納税義務を課す仕組みへ移行します。なお、売上高1,000万円以下の事業者については、国内取引と同様に納税義務が免除されます。



課税価格が1万円を超える貨物については、従来通り輸入者が納税義務を負います。金額による切り分けを正確に把握しておく必要があります。

適用時期

令和10年4月1日より施行されます。

国境を越えたEC取引に係る課税の見直し②



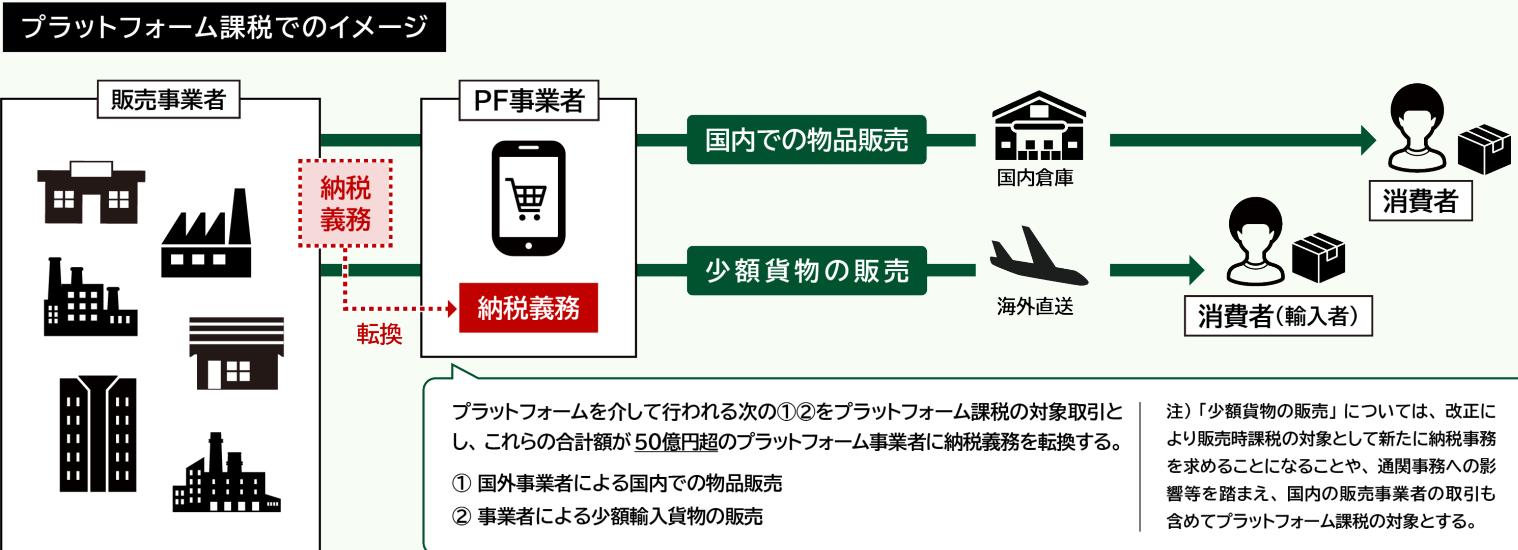
国外事業者に代わってプラットフォーム事業者が納稅義務を負う新たな制度が導入されます。

【背景】

現行のEC取引では、国外事業者が国内倉庫（プラットフォーム事業者の物流拠点等）を介して販売を行う場合、当該事業者が納稅義務を負いますが、実態として多くの無申告が生じていることが課題です。今回の改正には、こうした徴収漏れを防ぐとともに、新たに課税対象となる少額貨物に係る納稅事務負担を軽減する狙いがあります。

【新制度の概要】

取引を仲介するプラットフォーム事業者が販売事業者に代わって納稅義務を負う「プラットフォーム課税」が導入されます。対象となるのは、一定の取引規模を有するプラットフォーム事業者です。対象事業者には、税務当局への登録や届出を行い、消費税の申告及び納稅を行う義務が課されます。



プラットフォーム課税の判定にあたっては、取引規模の算定において所要の経過措置が設けられているため、対象者の把握漏れに注意が必要です。

適用時期

令和10年4月1日より施行されます。

適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除の新たな経過措置の創設



免税事業者から課税事業者となった小規模個人事業者を対象に、納税額を売上税額の3割に軽減できる新たな経過措置が期限付きで講じられます。

インボイス制度への移行に伴う経過措置である現行の「2割特例」が令和8年9月30日で期限を迎えることを受け、その後の税負担を抑えるために、新たに納税額を売上税額の「3割」とする経過措置が、小規模個人事業者限定で創設されます。

令和5年

令和6年

令和7年

令和8年

令和9年

令和10年

2割特例

3割特例

		2割特例	3割特例
対象者	個人	○	○
	法人	○	×
内容		免税事業者から課税事業者となった小規模事業者を対象に、仕入税額控除の金額を、課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。	免税事業者から課税事業者となった小規模個人事業者を対象に、仕入税額控除の金額を、課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額を課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。



本制度の対象は個人事業主に限定されており、法人は対象外です。
法人については、原則課税又は簡易課税に移行することになります。

適用時期

適用期間は令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間となります。

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し



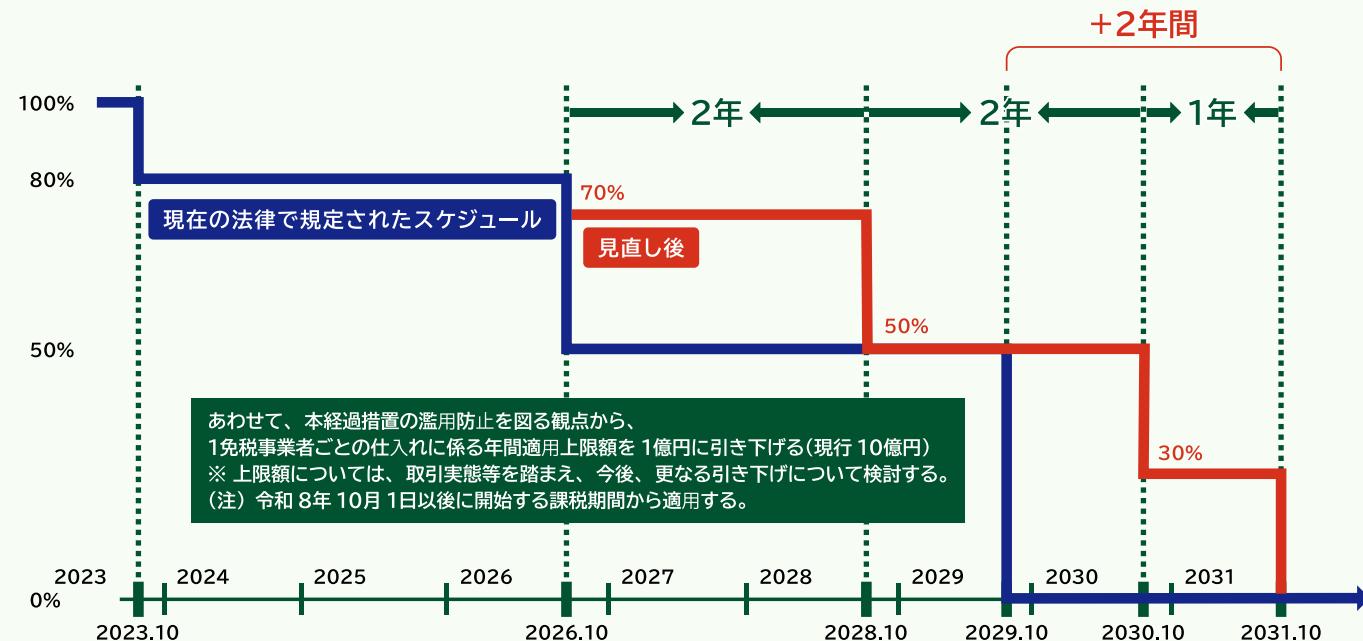
控除可能割合の特例について、段階的に縮減する方向性は確保しつつ、小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、本経過措置の引き下げペース・幅の見直しが行われます。

【控除可能割合】

令和8年10月1日から令和10年9月30日までは**70%**、令和10年10月1日から令和12年9月30日までは**50%**、令和12年10月1日から令和13年9月30日までは**30%**とそれぞれ割合が適用されます。

【年間適用上限額】

濫用防止を図る観点から、1免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額について、現行の10億円から**1億円**に引き下げられます。



—

適用時期

- 令和8年10月1日以後の課税仕入れから適用されます。
- 令和11年10月1日から令和13年9月30日の2年間、適用期限が延長されます。

現金等で決済した輸出取引に係る免税要件の見直し



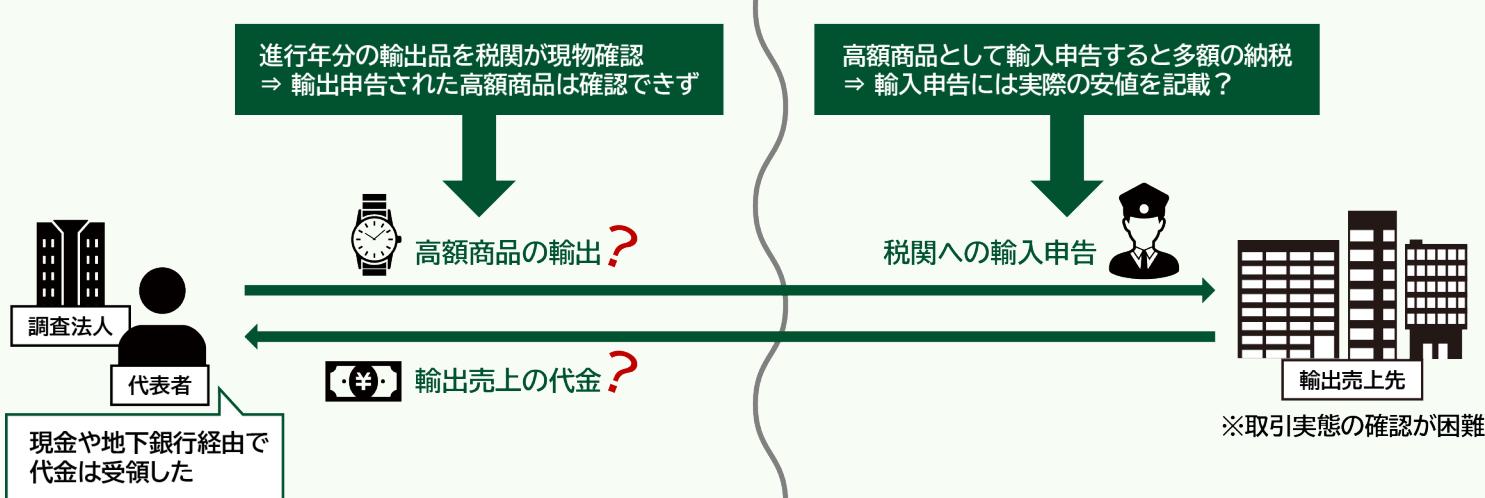
輸出免税の適用において、取引代金を現金等で受領するものについては、従来の証明書類に加えて、輸入国が発行する輸入許可書等の保存が義務付けられます。

【改正前】

代金の決済手段にかかわらず、日本国内からの輸出を証明する書類(輸出許可書等)を保存することにより、輸出免税が認められます。輸出証明のみで免税を認める現行制度を悪用し、実態のない取引を捏造する不正還付が問題となっています。

【改正後】

不正防止のため、代金を現金等で受領する場合の要件が厳格化されます。従来の証明書類に加え、新たに輸入国が発行する輸入許可書等の保存が必須となります。相手国への到着を公的に証明できない限り、輸出免税は適用されません。



事務負担軽減のため、銀行振込等での決済に切り替えることが実務的な対策となります。

適用時期

令和8年10月1日より施行されます。

国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し



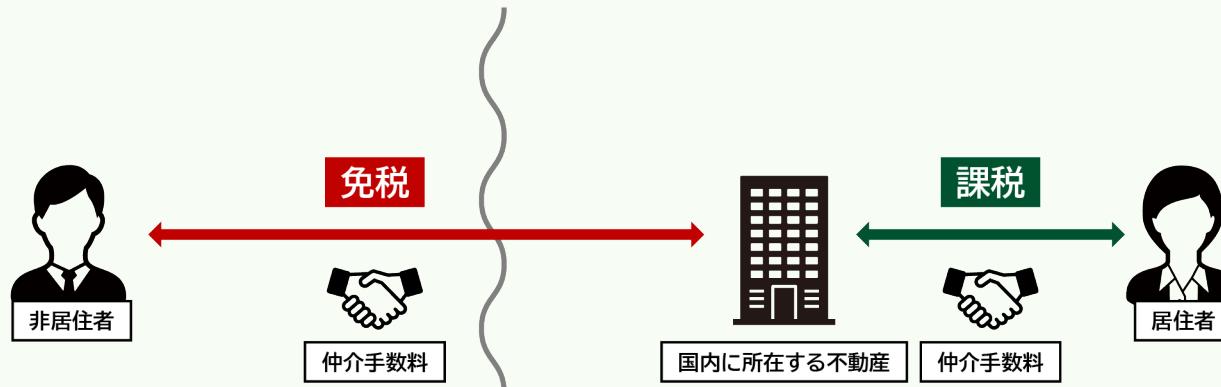
国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあるとの指摘があること等を踏まえ、非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から、課税の見直しが行われます。

【改正前】

非居住者に対して行われる取引のうち、国内に所在する不動産に関する役務提供等(仲介手数料等)については、輸出取引に類するものとして消費税が課税されないこととなっています。

【改正後】

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に関する役務提供等(仲介手数料等)について、消費税の輸出免税の適用対象から除外され、消費税の課税対象になります。



見直し案

国内の不動産に関するサービスの効果は国内で生じることや諸外国においても付加価値税が課せられていること等を踏まえ、**消費税の課税対象**とする。

(参考) 不動産に係る権利に類するもの

鉱業権、租鉱権、採石権等、試掘権、樹木採取権、公共施設等運営権、漁港水面施設運営権、漁業権、入漁権



令和8年3月31日までに締結した契約に基づき、
令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等については
適用されません。

適用時期

令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について
適用されます。

暗号資産に係る課税関係の見直し



- ・消費税法上の非課税取引のうち、有価証券に類するものとして取り扱うこととなります。
- ・消費税法の課税売上割合の計算上、譲渡対価の額の5%相当額が資産の譲渡等の対価の額に算入されます。
- ・暗号資産の貸付けが課税取引から非課税取引となります。

	改正（前）	改正（後）
非課税取引の扱い	支払手段に類するもの	有価証券に類するもの
課税売上割合の計算	計算に含めない	譲渡対価の5%相当額を 課税売上割合の分母に算入
暗号資産の貸付け	課税取引	非課税取引



—



金融商品取引法改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後
の取引について適用となります。(金融商品取引法の改正を前提)